

日本語教育事業の今後の方向性について

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の策定や「日本語教育の推進に関する法律」の施行など、本県を取り巻く環境の変化への対応が求められているため、今年度改定を検討している「かながわ国際施策推進指針」に基づき、次のとおり取組を進めていく。

基本目標 1 多文化理解の推進

施策の方向

① 地域における多文化理解の推進

アカデミアの理念やノウハウも活用しながら、外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景・考え方の理解を深める機会や、より良いコミュニケーションを学ぶ機会等を提供し、各地域でのセミナーやフォーラムの開催等多様な手法で多文化共生社会の実現に向けた「多文化理解の推進」に資する取組を展開する。

基本目標 2 多文化共生の地域社会づくり

施策の方向

② 外国籍県民等が暮らしやすい環境づくり

ア 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進

公的機関等の多文化対応力の向上を図るため、アカデミアで実施してきた行政職員向けの「やさしい日本語講座」について、受講対象者を拡大して実施するとともに、やさしい日本語に関する市町村研修センターとの連携講座を継続実施する。

イ 外国籍県民等への生活支援の充実

アカデミアのノウハウを活用し、日本の各種社会制度の理解を促進するセミナーを開催し、外国籍県民等の地域社会への参加促進を図る。

③ 日本語教育の充実

ア 地域日本語教育体制の整備

各地域における、日本語を学習する機会の提供や、日本語を教える人材の確保を目指し、国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、各地域の実情に応じたコーディネートや支援を実施し、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。

- ・ コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進
- ・ 市町村等連絡調整会議の開催
- ・ 専門家による初心者向けの日本語講座（県実施モデル事業）の実施

- ・ 専門家による日本語講座の開設、運営改善支援等に係る支援
(市町村支援モデル事業)
- ・ 国と連携した地域日本語教育に関する市町村への財政的支援(各地域の実情に応じた日本語教育の実施、ボランティアによる日本語教室への支援等)

イ 地域の日本語教育を支える人材育成とネットワークづくり

各地域の日本語教室が、より良い形で継続・発展していけるよう、市町村等と協力し、人材育成とネットワークづくりに努める。

- ・ 日本語学習支援者(リーダー人材)研修の実施
- ・ 日本語学習支援者(ボランティア)の養成・研修に係る支援
(市町村支援モデル事業)
- ・ 市町村日本語教育担当者研修の実施

ウ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と日本語学習へのアクセス促進

外国籍県民等、日本語ボランティア、市町村や国際交流協会、企業等が効果的に必要な情報が得られるよう、ICT教材の活用も含めて、県内の日本語教育に関する一元的な情報提供や相談対応を行う。

- ・ 一元的な情報提供・相談対応の実施
- ・ ICT教材を含む日本語教材や日本語教育情報等の発信
- ・ 外国人コミュニティ、相談窓口等との連携による支援の充実